

「校則の見直しの状況」についての調査結果(令和3年7月)

○調査の概要

1 調査内容

令和元年(2019年)12月5日付け教生学第752号通知「校則の積極的な見直しについて」に基づき見直した内容や方法等

2 調査対象校

全道立学校

- ・高校224校(全・定・通別、中等教育学校含む)
- ・特別支援学校67校

3 調査期間

令和3年6月14日～7月21日

○調査の結果

1 令和元年(2019年)12月5日付け教生学第752号通知に基づき校則を見直した学校

内容	高校数	特別支援学校数
①通学に関するもの (登下校の時間、自転車・オートバイの使用等)	20	9
②校内生活に関するもの (授業時間、給食、環境美化、あいさつ等)	21	6
③服装、髪型に関するもの (制服や体操着の着用、パーマ・脱色、化粧等)	117	19
④所持品に関するもの (不要物、スマートフォン・携帯電話、金銭等)	30	9
⑤欠席や早退等の手続き、欠席・欠課の扱い、考査に関するもの	24	1
⑥校外生活に関するもの (交通安全(運転免許取得を含む。)、校外での遊び、アルバイト等)	39	6
⑦その他	0	1

2 校則の見直し事例

①通学に関するもの

- ・自転車の乗車マナー徹底について明記した。
- ・公共交通機関の時間に合わせて日課を変更した。

②校内生活に関するもの

- ・授業中の水分補給を認めた。

③服装、髪型に関するもの

- ・「地毛証明」の届出を廃止した。
- ・ツープロック禁止を見直した。
- ・男女制服を廃止し、制服A・Bと選択できるようにした。
- ・Yシャツの学校指定をなくした。

参 考

- (1)令和3年4月道教委(調査対象:高校)が把握した状況
- ツープロックの禁止など、頭髪に係る具体的な規定がある学校:33校(A)
 - 「地毛証明」の提出を求めている学校:42校
 - ・入学時などに学年全ての生徒に届出用紙を配付している学校:12校(B)
 - ・申し出た生徒のみに届出用紙を配付している学校:30校(C)
- (2)本調査による(1)の学校の現状
- A(33校)のうち
 - ・見直した学校:5校
 - ・見直す予定の学校:4校
 - ・見直しを検討している学校:1校
 - B(12校)のうち、
 - ・見直す予定の学校:3校
 - C(30校)のうち、
 - ・見直す予定の学校:2校
 - ・見直しを検討している学校:1校

- ④所持品に関するもの
- ・スマートフォンの持ち込み禁止について見直した。
- ⑤欠席や早退等の手続き、欠席・欠課の扱い、考査に関するもの
- ・単位認定における欠課の割合を見直した。
 - ・出席扱いにできる条件(別室授業や家庭学習)を見直した。
- ⑥校外生活に関するもの
- ・外出時の服装規定を廃止した。
 - ・旅行・キャンプや集会に関する規定を廃止した。
- ⑦その他
- ・「男女」の文言を廃止した。

3 校則の見直しに関する取組

- ・校則を学校ホームページに掲載した。
- ・改訂手続きを明文化し、生徒や保護者に周知した。
- ・保護者・生徒アンケートを実施した。
- ・生徒総会において生徒から意見を聴取した。
- ・生徒会執行部と教職員による協議を実施した。
- ・校則見直し委員会を設立し、道内200以上の進路先(事業所・学校)に社会人として求められる姿と校則の関わりについてアンケートを実施した。
- ・PTA研修や学校評議員会などにおいて、意見交換の場を設けた。

4 校則の見直しに対する課題

- ・校則を見直す意義について、教職員の共通理解を得ることに時間を要している。